

別表第1

	(い) 計画等	(ろ) 良好な居住環境の維持及び 向上への配慮に関する基準	チェック
1	都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第1項の規定による地区計画	申請に係る計画が、当該地区計画に定められた事項のうち建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての具体的な制限に限る。ただし、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例が制定されている場合にあつては、当該条例に含まれる事項を除く。）に適合すること。	
2	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第1項の規定による防災街区整備地区計画		
3	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第1項の規定による歴史的風致維持向上地区計画		
4	幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第1項の規定による沿道地区計画		
5	集落地域整備法（昭和62年法律第63条）第5条第1項の規定による集落地区計画		
6	景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画	申請に係る計画が、当該景観計画に定められた事項のうち建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての具体的な制限に限る。）に適合すること。	
7	建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定	申請に係る計画が、当該協定に定められた事項のうち建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての具体的な制限に限る。）に適合すること。	
8	景観法第81条第1項に規定する景観協定		

居住環境基準の対象となる地区計画等の例（平成31年3月1日現在）		該当に ○印
計画等名	所在地	
東大工町・紺屋町地区等地区計画	東大工町・南新町・籠屋町・富田町・両国橋・大道・紺屋町・鷹匠町・栄町	
徳島本町地区等地区計画	徳島町・中徳島町・徳島本町・新蔵町・中洲町	
しらさぎ台地区地区計画	上八万町西山	
八万町大坪地区地区計画	八万町大坪	
竜王団地建築協定	国府町竜王（竜王団地）	
サンライズ川内建築協定	川内町平石住吉（サンライズ川内）	
フォレストタウン徳島大谷建築協定	大谷町大開（フォレストタウン徳島大谷）	

※新規に地区計画等が策定された場合には、居住環境基準の対象となります。